

平成 27 年度第 1 回岸和田市青少年問題協議会記録

日時：平成 27 年 7 月 8 日

午後 2:00～4:00

場所：市立公民館多目的ホール

(出席者)

協議会委員：信貴会長、雪本副会長、樋口副会長、岡林委員、藤枝委員、廣野委員
山本委員、西村委員、岸田委員、高橋委員、藤原委員、富田委員、
北川委員、江川委員、渡邊委員、熊取委員、河合委員、花田委員、
山下委員、中西委員

欠席委員：金子委員、横田委員、池嶋委員、西岡委員

学校教育課：須賀部長、学校教育課：松村課長、人権教育課：阪本課長

生涯学習部：松阪部長、スポーツ振興課：直課長

生涯学習課：大和課長、西尾参事、河野指導主事、神下担当長、奥担当員

岸和田警察署生活安全課：中内 氏 岸和田子ども家庭センター地域相談課：甲斐 氏

1. 開会 司会進行＝大和 課長
2. 委嘱式 市長より各新委員に委嘱状を交付
3. 会長挨拶 信貴市長よりあいさつ（青少年問題協議会条例第 5 条の規定により会長には市長が就任することとなっている。）
4. 委員・事務局自己紹介
5. 青少年問題協議会について、事務局より説明

【案件】

(1) 平成 27 年度「青少年対策要綱」について

事務局：青少年対策要綱には、平成 27 年度青少年対策基本方針、平成 27 年度青少年対策実施要領を記載。青少年対策基本方針並びに、青少年対策実施要領は、昨年度第 3 回協議会において承認。基本方針では、子どもたちの安心・安全の確保と、児童虐待や非行の低年齢化を防止、子育てに不安を持つ保護者へ対する有効な支援、就学・就労の不安定化や親への長期の依存など社会的自立に悩む青少年への的確な対応を行うため、各関係機関、団体が連携を深め、家庭、地域社会の教育力の向上を図っていく必要性を明記した。実施要領は基本方針に基づき 4 つの項目に分類。1 「ともに育ちあう人づくりと青少年健全育成の推進を目指して」、2 「豊かな地域教育力づくりと家庭教育の推進を目指して」、3 「市民活動のための情報提供及びスポーツ活動の推進を目指して」、4 「市民活動の環境づくり及び連携と参画による地域づくりを目指して」の 4 つの重点目標を掲げている。各団体・各関係機関・行政で取組んでいる青少年施策を 1 から 4 の重点項目に分類し記載している。

会 長： 異議がないので、案件（1）を承認

(2) 平成 27 年度「暴走族追放・少年非行防止強調月間」、「第 65 回“社会を明るくする運動”～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～強調月間」及び、平成 27 年度「青少年健全育成強調月間」実施要項について

事務局：毎年7月は、内閣府が主唱している「暴走族追放・少年非行防止強調月間」と法務省が主唱している「社会を明るくする運動」立ち直りを支える地域のチカラ強調月間となっている。資料4は強調月間である7月に実施する青少年に関連した、主な事業を列挙。放課後子ども教室は水曜日や土曜日に、小学校や公民館で実施し、子どもたちの安全な居場所作りとして、地域のボランティアが中心となり行っている。少年教室は、現在、4教室で長期休暇を除く土曜日に行われている。11日は、「第65回社会を明るくする運動」市民集会在開催され、18日は、更生保護4団体を中心に街頭啓発が行われる。19日、20日には、こども会主催のソフトボール大会を開催。7月21日から7月31日までの土曜日・日曜日を除き、水練学校が野田プールで開催される。25日は、青少年指導員協議会が港まつりのパトロールを実施。また、11月は、内閣府が主唱する青少年健全育成強調月間となっている。11月に実施される主な事業を列挙。放課後子ども教室及び少年教室。3日に開催される市民スポーツカーニバル。公民館まつりは各公民館にて開催。青少年健全育成集会是、青少年関係団体4団体と、生涯学習課が主体となり取組んでいる。また、小田原市交流事業については、一時中断はあったが昭和43年から続き、両市の青少年活動交流事業として取組んでいる。

(3) 平成27年度「青少年健全育成強調月間」青少年育成団体合同研修会実施要項(案)について
事務局：6月より施行された自転車運転に係る道路交通法の改正内容と交通マナーの指導の研修を予定している。ここ数年の、交通事故発生件数全体、自転車関連事故件数はともに減少傾向だが、自転車関連事故の割合は交通事故全体の約2割に上る。自転車関連事故の内、自転車相互の事故件数はほぼ横ばい、対歩行者事故の件数は増加傾向にある。運転者自身が被害者になる事案はもちろん、加害者となる事案も増加している。無秩序な通行実態が原因の一つであり、岸和田警察署、交通課 米田 孝 氏を講師に招き、道路交通法の改正内容について正しい知識を得るとともに、交通ルールの遵守意識の向上、安全指導の大切さについて共通理解を図るため研修を行う。

会 長：異議がないので、案件(2)、案件(3)を承認。

(4) その他

委 員：中学校の給食が始まるが、他県でも未納の関係で、いじめの対象になるといった問題がニュースに出ている。岸和田市ではどのような対応をするのか。二つ目として市役所横のブランコのある広場が暗く、感知式のライトにより照らしてほしい。三つ目としてお城の周りに落書きが多く、皆さんに知ってほしい。最後に、集団でのいじめなどが見えないところで動いている可能性があるので、目を配り情報の交換が出来ればと考えている。

副会長：給食について来年度に開始できるよう工事を進めている。愛彩ランド、170号線近くの一画に造成工事を進めている。その給食センターから中学校11校へ配送していく。配膳室の設置は、ハード上困難な学校には、新たに設置もしくは部屋を改造する。生徒たちに対する生徒指導上の問題は、中学校の校長先生、担当の先生、生徒指導の先生が集まり、スムーズな配膳、給食指導、食育推進が計れるよう努力している。委員が指摘になったいじめにならないような対策も含め開始までしっかりと議論し検討していく。

委員：子どもが食べられずにニュースになった件があったが、そういう子が助かるのであれば中学校給食をして欲しい。

委員：各学校では、来年度秋の実施に向け、時間割や生徒指導上の問題など検討中である。スムーズにスタートできるよう一年間指導を受けながらやっていきたい。

副会長：先ほど感知式のライトの意見は、岸和田警察の生活安全課に行き防犯協議会のものを利用すればどうか。

委員：設置に関し市役所としては、大丈夫か。

副会長：生涯学習課と打合せすればどうですか。

委員：後程協議します。

副会長：地区の青少年指導員の中には、巡回に来てくれない事もあり注意願いたい。対策要綱には中学生の記述が少ない。中学生が一番非行に関係しており、もっと中学生に力を入れて指導していくことが我々の立場では必要ではないか。以前少年団の数は聞いたが、その団体を如何に活用していくかが大事だと考える。

事務局：青少年対策要綱の中に、中学生を対象とした事業をまとめているので確認いただきたい。また、指摘の少年団については今後検討していく。

【その他】

(1) 市民集会について

委員：7月11日、午後2時から4時30分、マドカホールで実施予定。主催は青少年問題協議会と更生保護4団体。更生保護4団体で、社会を明るくする運動推進委員会を組織し運営。今年は春木中学校吹奏楽部にオープニング演奏を依頼。1部は、各関係者の挨拶とオープニング。2部は、作文コンテストで小・中学校から作文を応募し、作品を選考。当日、会場で表彰し、発表。講演は夜回り先生の水谷修氏に依頼している。7月18日には、岸和田市内の4地区で街頭啓発活動を行う。更生保護サポートセンターが7月1日から保健センターに移転したことの報告。岸和田の保護観察状況の報告。

(2) 岸和田子ども家庭センターについて

講師：大阪府下の子ども家庭センターは6ヶ所あり、池田、吹田、中央の寝屋川、東大阪、富田林、岸和田の子ども家庭センターがある。また大阪市と堺市にはそれぞれ大阪市こども相談センター、堺市子ども相談所があり、大阪府の子ども家庭センターとは別で活動している。子ども家庭センターは、児童福祉法に基づく児童相談所とDV相談支援センターと担当地域内に町村がある子ども家庭センターには福祉事務所と三つの機能をもっており各種の相談に応じている。また里親の相談や虐待の相談も受付している。子どもに関する相談では、関係機関、学校などの相談に応じ、ケースワーカーが子どもや家庭について調査し社会診断を行う。子ども家庭センターでは心理診断、センターによっては医学診断も行う。その他いろいろな調査を基に総合診断をして問題の改善を行うことが業務となる。必要に応じ健全な育成が計れるよう子どもを児童福祉施設、児童養護施設、児童自立支援施設、障害関係の施設入所や通所といったサポートを行う。また一時保護も行う。それぞれの市町村との連携や連絡調整も行っている。平成25年度の大阪府子ども家庭センターでは、障害の相談が一番多い。その他に虐待の相談、非行の相談、しつけや子どもの性格、

行動での相談や将来の進み方に関する育成相談、両親が何らかの都合で子どもの面倒が見られなくなった時の養護相談もある。岸和田子ども家庭センターにおいて昨年度の区域内総受付件数のおよそ4分の1が岸和田市からの相談である。これは人口の違いによる影響がある。岸和田市で多いと思われるのが虐待の相談、非行の相談、不登校の相談である。

会 長：意見がないので、次に進めさせていただく。

(3) その他

事務局：岸和田市内の小学生中学生に4月当初配布している時間割表を説明。記載の標語及びポスターは、子どもたちの作品の中から優秀作品を載せることにより、いじめ防止の啓発に努めている。また相談場所のお知らせとして電話番号も載せて配布している。参考にさせていただきたい。

会 長：案件をすべて終了。これをもち、平成27年度第1回青少年問題協議会を終了。

閉 会